（塩事業法の一部改正）

第六十五条　塩事業法（平成八年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第七条第一項第三号を次のように改める。

三　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第七条第一項第五号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第九条を次のように改める。

（登録事項の変更等の届出）

第九条　塩製造業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

一　第五条第二項第一号から第三号まで又は第七号に掲げる事項に変更があったとき。

二　その他財務省令で定めるとき。

2　塩製造業者は、第五条第二項第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

第十六条第二項第三号及び第十九条第二項第三号中「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」を削る。

第四十一条中「第九条」を「第九条第一項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第二項」に改める。

（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正）

第六十六条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項第三号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第六章　文部科学省関係

（学校教育法の一部改正）

第六十七条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第一号とし、同条中第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

（教育職員免許法の一部改正）

第六十八条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を削り、同項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十条第一項第一号及び第十四条第一号中「、第四号又は第七号」を「又は第六号」に改める。

第十四条の二中「、第四号若しくは第七号」を「若しくは第六号」に改める。

（私立学校法の一部改正）

第六十九条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「職務の」の下に「適正な」を加える。

第三十八条第八項を次のように改める。

8　次に掲げる者は、役員となることができない。

一　学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者

二　心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの

（宗教法人法の一部改正）

第七十条　宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二号を次のように改める。

二　心身の故障によりその職務を行うに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第二十二条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

第七十一条　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「の各号」を削り、同項第一号イを次のように改める。

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十八条第一項第一号ホ中「又は成年被後見人」を削る。

（技術士法の一部改正）

第七十二条　技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次の」の下に「各号の」を加え、同条第一号を次のように改める。

一　心身の故障により技術士又は技術士補の業務を適正に行うことができない者として文部科学省令で定めるもの

第三条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（著作権等管理事業法の一部改正）

第七十三条　著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号イ及びロを次のように改める。

イ　心身の故障により著作権等管理事業者の役員の職務を適正に行うことができない者として文部科学省令で定めるもの

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第七章　厚生労働省関係

（職業安定法の一部改正）

第七十四条　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第三号を次のように改める。

三　心身の故障により有料の職業紹介事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第三十二条中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三十二条の六第六項及び第三十二条の九第一項第一号中「第四号から第七号まで」を「第五号から第八号まで」に改める。

第三十二条の十四中「から第八号」を「、第二号及び第四号から第九号」に改める。